



# シェイクハンド

～静岡県訪問看護ステーション協議会便り～

第71号  
R6.5

なやみは半分、よろこび倍増

さあ みんなで手をつなごう!!

## 令和6年度診療報酬・介護報酬改定について

社会福祉法人聖隷福祉事業団 訪問看護ステーション細江  
所長・認定看護管理者 尾田 優美子

皆様こんにちは。今年度は診療報酬・介護報酬同時改定、オンライン請求・資格確認の導入など対応しなければならないことが多く、気持ちの落ち着かない日々ではないかと思えます。

一人で頑張らず、一緒に乗り切っていきましょう。それでは、今回の改定について確認していきたいと思えます。

### 1. 介護報酬改定

#### 基本的な視点

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
3. 良質な介護サービスの効果的な提供に向けた働きやすい職場づくり
4. 制度の安定性・持続可能性の確保

訪問看護においては、特に1、4の観点から見直しがされています。今回、診療報酬改定と揃える形での改定が多く、施行日が6月1日となったことが特徴的です。

改定率については、サービス毎の経営状況の違いを踏まえた対応を行うことで、全体で+1.59%が確保されました。また、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として0.61%が基本報酬に上乘せされました。以下、改定項目を見ていきます。

#### <訪問看護に関する改定>

ア 単位数

○指定訪問看護ステーションの場合

	訪問看護		介護予防訪問看護	
	<現行>	<改定後>	<現行>	<改定後>
・20分未満	313単位	314単位	302単位	303単位
・30分未満	470単位	471単位	450単位	451単位
・30分以上1時間未満	821単位	823単位	792単位	794単位
・1時間以上1時間30分未満	1,125単位	1,128単位	1,087単位	1,090単位
・理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士の場合	293単位	294単位	283単位	284単位

図1

イ ターミナルケア加算 2000単位→2500単位(変更)

ウ 専門性の高い看護師による訪問看護の評価

専門管理加算 250単位(新設)

医療ニーズの高い訪問看護利用者へ、より適切に質の高い訪問看護を提供する視点から新設。算定要件は診療報酬と同じ。

エ 円滑な在宅移行に向けた看護師による退院当日訪問の推進

初回加算(Ⅰ)350単位/月(新設)(Ⅱ)300単位/月

病院・診療所から退院した日に初回の訪問看護を実施した場合に(Ⅰ)を算定。(ⅠとⅡは同時に算定できない)

オ ICTを活用した遠隔死亡診断の補助に関する評価

遠隔死亡診断補助加算 150単位/回(新設)

カ 訪問看護等における24時間対応体制の充実

緊急時訪問看護加算(Ⅰ)600単位/月(新設)(Ⅱ)574単位

緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制整備が行われていることが算定要件。診療報酬でも同様に新設。

キ 退院時共同指導の指導内容提供方法の柔軟化

退院時共同指導の内容を文書以外の方法で提供することを可能とする。(詳細はQAにて確認要)

ク 理学療法士等による訪問看護の評価の見直し

(減算要件の新設)

(ア)前年度の理学療法士等の訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること、(イ)緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと(どれか一つでも算定していれば非該当)の基準に該当する場合、一回につき8単位を減算。12月を超えて行う場合の減算要件も変更。

ケ 訪問系サービスおよび短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

口腔連携強化加算 50単位/回(1月1回に限る)(新設)

利用者の口腔状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から新設。(※利用者の同意、歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供、歯科訪問診療実績のある歯科医師等が事業者からの相談に対応できる体制確保、文書等での取り決め等、算定に当たりポイントがある)

コ 訪問看護計画書の書式変更

\*厚生労働省ホームページに書式掲載



<全サービス共通>

- ア 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入  
(訪問看護は、令和7年3月31日まで経過措置あり)
- イ 高齢者虐待防止の推進  
高齢者虐待防止措置未実施減算 (新設)
- ウ 身体的拘束等の適正化の推進  
原則禁止、やむを得ず実施の場合記録の義務付け
- エ テレワーク 通知改正 (詳細はこれから)
- オ 人員配置基準における両立支援への配慮  
通知改正 (常勤換算等について)
- カ 管理者の責務及び兼務範囲の明確化  
省令改正、通知改正
- キ 「書面掲示」規制の見直し  
運営規定等をウェブサイト(事業所のホームページ  
又は情報公表システム)で掲載・公表(令和7年度から義務化)

以上、介護報酬改定で訪問看護に関係する部分を抜粋してお伝えしました。不明確な部分は、厚生労働省ホームページ、今後発出されるQAで確認していきましょう。

2. 診療報酬改定

基本的視点

1. 現下の雇用情勢も踏まえた人材確保・働き方改革等の推進
2. ポスト2025を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進や医療DXを含めた医療機能の分化・強化、連携の推進
3. 安心・安全で質の高い医療の推進
4. 効率化・適性化を通じた医療保険制度の安定性・持続可能性の向上

改定率は+0.88%、看護職員・医療関係職種のベースアップに係る特例的な対応として+0.61%が確保されました。介護報酬改定と項目を揃えた改定内容が多いですが、経過措置期間の異なる項目もありますので注意が必要です。また、賃上げに向けた評価の新設など診療報酬独自の項目もあります。以下、改定項目を見ていきます。

<訪問看護に関する改定>

- ア 24時間対応体制加算の見直し
  - (ア) 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合 6,800円 (新設)
  - (イ) 上記以外の場合 6,520円

24時間対応体制に係る連絡相談を担当する者は、原則として、当該訪問看護ステーションの保健師又は看護師とし、勤務体制を明確にすること。ただし、次のいずれにも該当し、24時間対応体制に係る連絡相談に支障がない体制を構築している場合には、24時間対応体制に係る連絡相談を担当する者について、当該訪問看護ステーションの保健師又は看護師以外の職員 (以下この項目において「看護師等以外の職員」とする。) でも差し支えない。

(ア) 看護師以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルが整備されていること。

- (イ) 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されていること。
- (ウ) 当該訪問看護ステーションの管理者は、連絡相談を担当する看護師等以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにすること。
- (エ) 看護師等以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に保健師又は看護師に報告すること。報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告内容を訪問看護記録所に記録すること。
- (オ) (ア)から(エ)について、利用者及び家族等に説明し、同意を得ること。
- (カ) 指定訪問看護事業者は、連絡相談を担当する看護師以外の職員に関して地方厚生局長に届け出ること。

24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みについては、図2を参照。

令和6年度診療報酬改定 II-8 質の高い在宅医療・訪問看護の確保-⑦等

訪問看護ステーションにおける持続可能な24時間対応体制確保の推進②

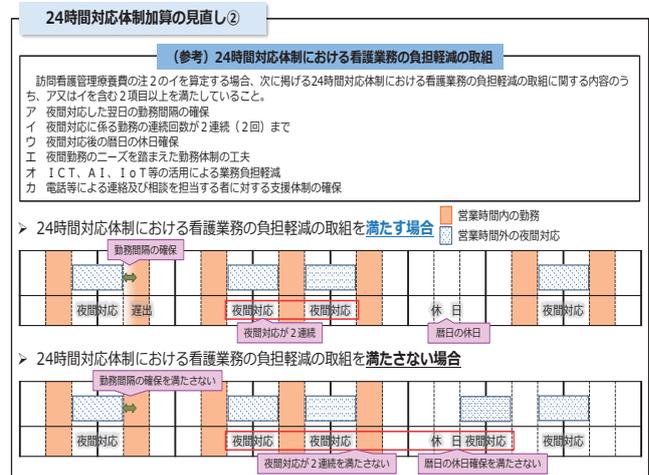


図2

イ 訪問看護管理療養費の見直し (機能強化型訪問看護管理療養費)

- (ア) 機能強化型訪問看護管理療養費1 13,230円
- (イ) 機能強化型訪問看護管理療養費2 10,030円
- (ウ) 機能強化型訪問看護管理療養費3 8,700円
- (上記以外の場合) 7,670円

算定留意事項として「災害等が発生した場合においても、指定訪問看護の提供を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させ、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施できるよう業務継続計画を策定し必要な措置を講じていること」が、新たに追加された。また、機能強化型管理療養費1の施設基準として「専門性の高い看護師の配置」が追加された。(措置期間令和8年5月31日まで)

- ウ 緊急訪問看護加算の見直し
    - (ア) 月14日目まで 2,650円(イ)2,000円(新設)
- 緊急の指定訪問看護が適切に提供されるよう見直し。「主治医の指示により緊急訪問看護実施した場合の日時、内容及び対応状況を訪問看護記録に記載すること」「算定する場合には、当該加算を算定する理由を訪問看護療



養費明細書に記載すること」が算定要件に追加。

- エ 退院支援指導加算の見直し  
長時間の訪問を要する者に対して指導を行った場合、従来の要件に加え、複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合にも長時間で算定可能。
- オ ハイリスク妊産婦連携指導料の見直し  
算定要件となるカンファレンスの参加者に、訪問看護ステーションの看護師等が加えられた。
- カ 乳幼児加算の見直し  
利用者の状態に応じて区分。(ア)超重症児又は準超重症児 (イ)特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者 (ウ)特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる者については1,800円を所定額に加算する。該当しない場合は1,300円を加算。
- キ 訪問看護指示書の見直し  
訪問看護指示書等には、主たる傷病名の傷病名コードを記載すること。
- ク 訪問看護医療DX情報活用加算 50円(新設)  
別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、訪問看護医療DX情報活用加算として、月1回に限り、50円を所定額に加算する。
- ケ 遠隔死亡診断補助加算 150点(新設)
- コ 訪問看護ベースアップ評価料  
(I)780円(II)1~18 10~500円(新設)  
訪問看護ステーションにおいて、勤務する看護職員その他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価を新設。厚生労働省の「訪問看護ベースアップ評価料計算支援ツール」は、入力すれば、自事業所のベースアップ額が計算できる。
- サ 訪問看護管理療養費の見直し (月の2回目以降の訪問の場合)
  - (ア) 訪問看護管理療養費1 3,000円(新設)
  - (イ) 訪問看護管理療養費2 2,500円(新設)

**【施設基準】**

- ・訪問看護管理療養費1  
訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者(当該者と同一の建物に居住する他の者に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者をいう。)であるものが占める割合が7割未満であって、次のイ又はロに該当するものであること。
- イ 特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者及び特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。
- ロ 精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF尺度による判定が40以下の利用者の数が月に5人以上であること。

- ・訪問看護管理療養費2  
訪問看護ステーション利用者のうち、同一建物居住者であるものが7割以上であること又は当該割合が7割未満であって上記のイもしくはロのいずれにも該当しないこと。

**経過措置**

令和6年3月31日時点において現に指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護を行う事業については、令和6年9月30日までの間に限り、訪問看護管理療養費1の基準に該当するものとみなす。(すべての事業所で届け出が必要)

シ 管理者の責務の明確化

**【指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準】**

(管理者)

第3条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

ス 虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化の推進

身体拘束等の原則禁止や緊急やむを得ない場合における記録の義務が、**【指定訪問看護業務の事業の人員及び運営に関する基準】**の第十五条三・四に追加。

訪問看護における虐待防止措置を推進する観点から、指定訪問看護事業所に対し、運営規程に、**【虐待の防止のための措置に関する事項】**を定めることが義務付け。(経過措置として令和8年5月31日までの間は努力義務)

セ 医療費の内容のわかる領収書及び個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書の交付について

訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護ベースアップ評価料の別に金額の内訳の分かるものとし、保発0305第11号で示された別紙様式4を標準とするものであること。

以上、令和6年3月31日時点の情報をお伝えしました。自分自身もわからない点がありますので、介護保険はQAで、診療報酬は疑義解釈で確認していく必要があります。静岡県訪問看護ステーション協議会のご支援も賜りながら、同時改定を乗り切っていきましょう！

参考・引用文献

1. 令和6年度介護報酬改定について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)
2. 令和6年度診療報酬改定説明資料等について  
[mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196352\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196352_00012.html)
3. 保発0305第11号

本資料は令和6年3月31日時点での概要を紹介するものであり、詳細については今後正式に発出される告知・通知等をご確認下さい。



# 訪問看護利用者満足度調査について

事務局

鈴木 恵子

令和5年度の「訪問看護利用者満足度調査」の調査結果の概要についてご報告します。

この調査は、平成29年度より開始し、今回で4回目となります。調査期間は、令和5年7月1日から7月31日までの1か月間で、静岡県内の訪問看護利用者全員を対象に、①サービスの満足度②訪問看護師からの暴言・暴力③訪問看護への意見・要望について実施しました。

評価は、満足：4、ほぼ満足：3、やや不満：2、不満：1の4段階で点数化しています。

調査方法は、①協議会から各訪問看護ステーションへ利用者分の調査票を発送②各ステーションは、訪問時に調査票を利用者に配布③利用者は調査票に評価を記載のうえ、無記名で協議会へ直接返送されるようにしています。

調査対象の訪問看護ステーション数は302ヶ所でした。各訪問看護ステーションへの発送枚数は、令和4年度の実態調査の利用者数を参考に23,619枚を発送しました。実際に利用者に配布されたのは17,292枚でした。有効回収数は10,631枚、有効回収率は61.5%でした。回答者は、家族が最も多く、4,692人（44.1%）でした。

訪問看護サービスについての結果で平均値が最も高いのは、これまでの調査同様「利用者や家族に対する言葉遣いや態度」でした。平均値が最も低いのは、これまでの調査同様「看護師等が代わっても同じケアが受けられる」ですが、平均値は3.64から3.65とやや改善しています。同じく平均値の「職員間の伝達」は、前回の平均値3.66から3.65に低下しています。

前回の平均値より低下していたのは、「本人や家族の思いや不安などをよく聞く」「必要時、医師やケアマネなど他職種と連絡」「訪問看護の利用で不安や困ったことが軽減」でした。平均値は変わらないものの、標準偏差が大きくなったのは「サービスについての事前説明」「分からないことを分かりやすく教える」「本人や家族の思いや不安をよく聞く」「からだの状態や病状などを十分に説明」「処置や手

当を手際よく丁寧に」で、話を聞く、説明することについて、ステーション差が大きくなっています。

回収した10,631票のうち3,995枚（37.6%）に記述がありました。多くは訪問看護を利用して良かったという感謝の記述ですが、187枚（4.7%）の苦情や233枚（5.8%）の要望がありました。寄せられた苦情・要望と満足の記述から、抜粋して紹介します。

「**暴言暴力がある**」と回答された方は、53人（0.5%）で、52人の記述がありました。内容は「バイタルチェック位で殆ど何もしてくれなかった。本人が呼吸が苦しく、酸素も70%を切り苦しんでいるので連絡したら、あなたたちは家で看ると言っているのだから、苦しんでもそのまま家で看るしかないと言って、家にも来てくれなかったので、家族が救急車を呼んで病院に行ったがあんまりだと思った」「利用者に対して“それならアンタ自分でやりなさいよ”と言われた」「訪問の際の言葉遣いが荒かった」等、対応や言葉についての記述でした。

「**訪問時間に関して**」は、「1時間の契約だが早めに終了するのは可？1時間の間にやることさえ終われば帰ってもいい？受ける方はきっちり1時間いてもらって、その間家族は自由になると思っている。制度的にそれは許されているものなのか是非知りたい」「訪問滞在時間の記入について、実態と相違があることがあった。連絡や報告は利用者側としては安心材料なので、確実にしてほしい」等の苦情がありましたが、「時間が少しでも遅れるときは連絡を下さり、不安はなく、安心」「時間を守って下さっている」等の満足の記述もありました。

「**いつでも連絡がつき、相談にのってくれる**」は、「日中しか対応してもらえないので、夜間早朝が不安。時間外でも対応してほしい」「症状が急変した時、患者の見た目のことを伝えることはできるが、体温は？呼吸数は？血圧は？と聞かれても答えられない。それよりもすぐ来て見てほしい。そして救急車を呼ぶなり処置をしてもらいたい。患者がヒイヒイ言っているので焦っている」等の不満の記述がありました。一方、「利用するように



なって、正月・お盆・ゴールデンウイーク等、医療機関の長期休暇の心配がなくなり、感謝している」「24時間つながっている安心感は大きく、心強い存在で有難い」と満足の記述がありました。

「利用者や家族に対しての言葉遣いや態度」は、「私の方が上なんだからいう事聞いてよ」と時々言われる」「親身になって聞いてくれる人と、ほとんど話を聞いてくれない人の差が激しい」等の不満の記述がありましたが、一方「大変丁寧に親切で有難い。介護する不安が無くなり助かる。もっと早くから利用すれば良かった」「母の我儘や愚痴を嫌な顔をせず笑顔で聞いてくれる」という満足の記述もあります。

「サービスについての事前説明」については、「訪問看護利用料の計算がわからない。毎度計算が違う。何を基に計算されているのか知りたい」「年寄り一度では理解できないので、理解できるまで説明してほしい」「用紙に記入するだけで説明がない」等、説明が不足していることがわかりました。「事前説明」「病状説明」など、繰り返し丁寧な説明が求められています。

最後に、突然在宅介護が始まった時の不安が訪問看護によって軽減したという方と、24年という長きに渡

る介護の支えに訪問看護がなっているという方の記述を紹介します。

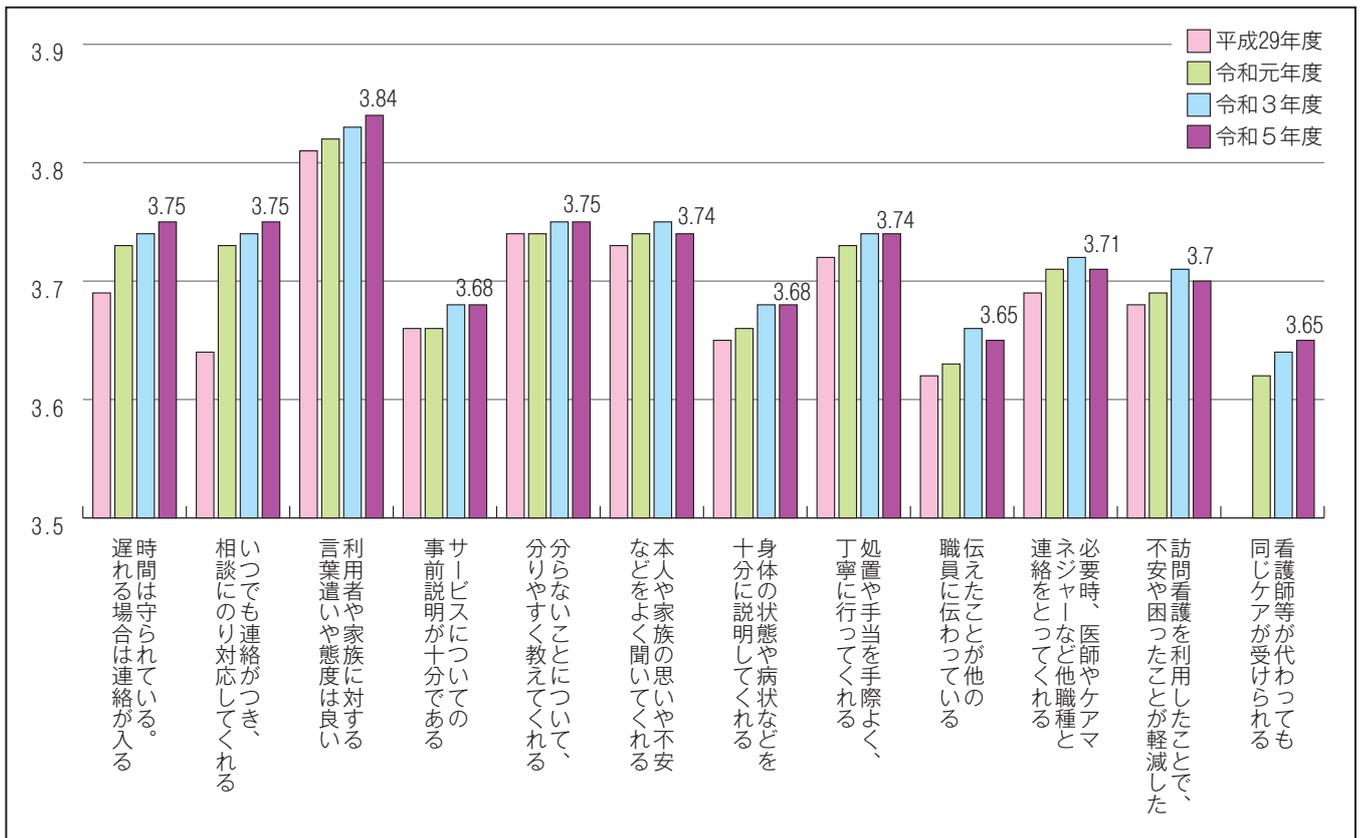
「主人の突然の発病に、色々な意味で不安でどうしたら良いかと戸惑っている中で、ほんとに心から救われます。特に“何か不安なことがあったら、いつでも連絡下さい”と言ってくれる。その言葉に、いつも一人じゃないと感じることができ、利用者だけでなく、家族も救われている」

「24年という長い年月大変お世話になっている。主人はもちろん、介護している私にとって訪看さんはいつも頼りになる人達です。こんなに長く自宅で介護できるのは、訪看さんや皆さんから助けて頂いているからです」

ご協力頂いた利用者へは、調査時と同様の方法で、苦情や要望の他に訪問看護への感謝の言葉を記載した集計結果を報告しています。

利用者の皆様からの寄せられた苦情や要望と感謝の言葉は、訪問看護師にとって貴重な振り返りの機会であり、励みになっています。真摯に受け止め、訪問看護の質の向上に努めてまいります。

表1 利用者満足度





# ステーション紹介

## 東部 えんじえるず訪問看護リハビリステーション

村松 圭子

こんにちは、えんじえるず訪問看護リハビリステーションです。当ステーションは、沼津駅南に事務所があり、沼津市・三島市・長泉町・清水町をサービス提供地域として活動をしています。2017年から事業が立ち上げられ、事業者の交代、管理者の交代と紆余曲折を経て現在に至っています。スタッフは看護師3名・PT2名・OT1名・事務1名ですが、事務所内に居宅事業所ケアプランセンターえんじえるずもあり、ケアマネジャー1名が在籍しています。看護、リハビリ共に3人ずつではありますが、少人数なりに利用者の情報共有は密に行い、細かい変化にも対応できるよう努めています。また病院医師や在宅医・看護師・ケアマネジャー等との連携も密に心がけています。利用者には明るく、優しく、丁寧な看護の提供を目指しています。支援内容は体調管理、内服管理、入浴支援、排泄援助、褥瘡・創傷処置、ストマ交換、個別性に合わせたリハビリの提供等、多岐に渡ります。家族からの介護相談も大切な支援です。介護する家族と喜びや悲しみを共有できるのも、訪問看護の醍醐味と感じています。お看取りや突然のお別れもあるからこそ、日々の関わりを大切にしています。

前任の管理者から引き継いでまだ1年余り、病院での勤務が長かった私が思い切って飛び込んだのが

訪問看護の世界でした。まだ制度の理解も不十分だったにもかかわらず何とかやってこられたのも、ベテランスタッフの協力のおかげだと日々感謝しております。スタッフは子育て世代のママさんも多く、子供の成長を共有しながらお互いにアドバイスをしたり励ましあったり、事務所内は賑やかで明るい声が飛び交っています。今後とも看護、リハビリ共に3本の矢となり頑張っていきますので、よろしくお願ひします。

次は「ウェルズ訪問看護ステーション」さんです。



## 中部 ホウカンSHIZUOKA葵

西 将史

株式会社カメラアのホウカンSHIZUOKA葵と申します。弊社は訪問看護・デイサービス・就労支援・障害者e-スポーツを運営する、医療・介護に特化した企業です。

当事業所は2017年、ケアーズ静岡沓谷訪問看護リハビリステーションとして看護師3名・理学療法士1名体制で開設いたしました。当初は、地域の皆様の多大なるお力添えで実務経験を積ませていただいたことを鮮明に記憶しています。感謝申し上げます。

開設以降、訪問看護以外の仕事量・時間外勤務が多く、スタッフの疲弊からモチベーションやパ

フォーマンスの低下に繋がりがやすいという課題に直面しました。これは訪問看護ステーションの継続が難しい1つの要素と言われており、医療政策からも訪問看護のニーズは高まる一方で、看護以外の業務による稼働率低下は直接的な問題と言えます。これを当事業所として構造変容すべき問題として捉え、持続可能なステーション運営の仕組みを検討し、昨年ホウカンSHIZUOKA葵へ名称変更を行いました。現在は看護師4名、リハビリ5名が在籍し、静岡市全域を対象としております。

DX化・事務作業の差別化を積極的に行い、看護



師・リハビリスタッフにしかできない事に集中できる環境へシフトしたことで、利用者へのより良いサービス提供、地域の皆様の困りごとへの迅速な対応が可能となっていると感じます。具体的には、スタッフ間のコミュニケーション量や定期的なミーティング量の増加、空き状況の確保、多様な働き方の実現と共生（何時からでも・何時間でも）です。スタッフの働きやすさが、利用者へより良いサービス提供ができるという社風構築（意見は否定しない・寧ろ意見は勇気が必要で素晴らしい・共に構築）につながっていくと思います。

「超高齢化」に伴う社会課題に対して持続可能な仕組みによって解決し、利用者をはじめとして地域の皆様に信頼され、「住み慣れた場所でいつまでも自分らしく」に貢献できるステーションとなれるよ



う研鑽いたします。

次は「訪問看護ステーショングランツ」さんです。

## 西部 訪問看護ステーション曳馬

市原 裕美

訪問看護ステーション曳馬です。2018年7月に訪問看護ステーション富塚のサテライトとして同一法人の看護小規模多機能+グループホームの建物の一室を間借りしスタート。翌年2019年7月に訪問看護ステーション曳馬として独立し運営を開始しました。開設当初はスタッフ3名でしたが、現在は20~60代のスタッフ9名（看護師8名と作業療法士1名）と大所帯になり、2023年7月に曳馬駅から歩いて2分の場所に移転することが出来ました。

訪問地域はステーションから20分圏内。認知症・精神科疾患・終末期などさまざまな利用者の訪

問をしています。

非常勤スタッフや訪問看護の経験が浅いスタッフも多いため、朝礼やランチミーティングを活用し、スタッフ間でのケアの共有・検討を実施しています。スタッフの年代に幅がありますが、ベテランスタッフの経験や若いスタッフの新しい知識を活かし、チーム一丸となってケアをしています。文面だけ見ると堅苦しいように感じますが、実際は和気あいあいと楽しくミーティングをしています。

住み慣れたおうちで・地域でずっと過ごせるよう、利用者や支える家族が「どのような生活を望んでいるのか?」「どのような療養をしたいのか?」を大切に寄り添う看護をしています。

利用者の人生に関わらせてもらっていることで、スタッフ自身学ぶことも多く、看護師としてというより人として成長させてもらっていると感じながら日々、訪問しています。

まだまだひよっこな訪問看護ステーションではありますが、スタッフ一同頑張っていきたいと考えています。

次は「訪問看護ステーション笠井」さんです。



事務局  
より

令和6年度の総会・研修会を下記の日程で開催いたします。  
仲間同士の楽しい出会いと語らいの場にもなっており、終了後は親睦を深めていただく懇親会も予定しております。多くの方のご参加をお待ちしております。  
なお、6月7日（金）までに出席のご返答および総会欠席の場合は委任状の提出（郵送）をお願いいたします。

## 令和6年度総会・研修会

日時：令和6年6月29日（土）14：40～17：30

場所：静岡県総合研修所もくせい会館 富士ホール  
静岡市葵区鷹匠3-6-1 TEL 054-245-1595

総会 14：40～15：50

研修会 16：00～17：30

テーマ：「事業継続のための災害時の備え

～平常時からの備えについて～

講師：阿部まなみ氏（宮城県大崎市 大崎ひまわり訪問看護ステーション 所長）

※進行の都合上、開始時間が前後する場合があります。余裕をもってお越しください。

懇親会 18：00～20：00

詳しくは開催案内をご確認ください。

○今年度は2年に一度行っている「訪問看護ステーション実態調査」を実施します。より精度の高い調査にするため、みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

○新任訪問看護師等育成研修は令和6年4月30日（火）～令和7年2月28日（金）の期間で随時行っています。受講料は無料ですので、ご希望の方は協議会までお問い合わせください。  
詳細は協議会ホームページに掲載されますのでご確認ください。

○「訪問看護活用ガイド」2024年版を刊行予定です。実務に即した利用頻度の高いガイドブックとして好評を得ている活用ガイドです。会員・関係機関のみなさまにはできあがり次第お送りいたしますので活用ください。

## 編集後記

今年は診療・介護報酬改定で頭がゴチャゴチャ・・・  
QA確認しながら整理整頓です。でもイベントも楽しみたい！  
溜め込まないで進みましょう。



## シェイクハンドNo.71

2024年5月発行

発行所 一般社団法人 静岡県訪問看護ステーション協議会  
〒420-0839  
静岡市葵区鷹匠3丁目6番3号  
静岡県医師会館4階  
Tel 054-297-3311  
Fax 054-297-3312  
e-mail sizuokahoumonst@cy.tnc.ne.jp

発行人 渡邊 昌子  
編集者 眞野ゆうき（三島市医師会訪問看護ステーション）東部  
金丸 純子（ハートピアの森リハビリ訪問看護ステーション）中部  
半場 公義（日赤訪問看護ステーション）西部